⑹　工期　契約締結日の翌日から720日間
　半導体及び鋼材等の資材の不足及び調達遅延を含め、受注者の責によらない事由を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、契約書第22条の規定に基づき、受注者からの工期延長の請求の措置により、工期延長の協議を行うことができるものとする。
⑺　使用する資機材　照明灯具　約3,900灯
⑻　本工事は、週休２日を前提とした工事費及び工期を確保した「週休２日制モデル工事（発注者指定方式）」である。工事期間内において週休２日を達成した場合は、工事成績評定において加点評価の対象とする工事である。
⑼　本工事は、すべての入札参加者から工事費内訳書の提出を求める工事である。
⑽　本工事は、競争参加資格において「配置予定の技術者等」の配置基準を設けず、契約締結後の設置要件とする工事である。
⑾　本工事は、設定金額算定のため機器費等工事の一部について参考見積書を徴取する工事である。
⑿　契約制限価格を上回った場合の取扱い
　本工事の競争入札では、見積協議方式を適用する。
　見積協議方式とは、全ての入札参加者の入札価格が契約制限価格を上回った場合に、総合評価点の最も高い者などの特定の１者を協議相手として選定し、会社の設計価格の算出方法と協議の相手から提出された入札価格の算出方法との相違点を確認するための協議を行った上で相手の入札価格で契約を締結した後、工事施工中に施工実態を調査し、協議で確認対象となった項目との差異を確認し、差異のあった項目について契約変更を実施する方式をいう。
⒀　本工事は、資料の提出・入札を電子入札システム又は郵送で行う対象工事であり、当社ホームページに掲載の電子入札（郵送入札）運用マニュアルを適用する。なお、電子入札によりがたいものは、電子入札（郵送入札）運用マニュアルに基づき、契約責任者に届出を提出して郵送による紙入札方式によることができる。
⒁　本工事は、入札時に、あらかじめ指定する簡易な評価項目に関する技術資料を求め、価格と価格以外の要素とを総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（簡易型）の適用工事である。
⒂　本件は、電子契約によることができる。（詳細は入札（見積）者に対する指示書を参照）
⒃　本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
⒄　本工事は工事しゅん功、引渡しの後、改造・修理に関する基本契約を締結する対象工事である。

２　競争参加資格
　当該工事に係る競争に参加する者に必要な資格を有する者は、次に掲げる条件をすべて満足し、かつ、東京支社長による当該工事に係る競争参加資格確認の結果、資格があると認められた者とする。
⑴　「中日本高速道路株式会社契約規則」（中日本高速道路株式会社規程第25号）第11条の規定に該当しない者であること。
⑵①　単体の場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の電気工事を有し、かつ1,250点以上の受配電設備工事を有している者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。
　②　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の電気工事を有し、かつ1,250点以上の受配電設備工事を有している２者で構成された共同企業体であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。以下同じ。）ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
③　特定建設工事共同企業体（乙型）を構成する場合　「令和３・４年度中日本高速道路株式会社工事競争参加有資格者」のうち、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,150点以上の電気工事を有し、かつ1,250点以上の受配電設備工事を有している者と、1,250点以上の受配電設備工事を有している者の２者で構成された共同企業体であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当社が別に定める手続きに基づく工事競争参加資格の再認定を受けていること。）ただし、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格を開札（入札執行）時において有していることを条件とする。なお、令和５・６年度工事競争参加資格における当該資格の経営事項評価点数は問わない。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業共同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く）でないこと。又は、この条件を満たす２者で構成された特定建設工事共同企業体。
⑷　施工実績　平成19年度以降に元請けとしてしゅん功（完了）認定された次の工事の施工実績を有すること。なお、求める実績に対して提出できる施工実績は各々１件とするが、同一工事で各々の施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体及び経常建設共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。乙型の特定建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを競争参加資格確認申請書に添付すること。）
①　単体（電気工事Ｎ1,150点以上かつ受配電設備工事Ｎ1,250点以上の有資格者）
　求める実績１
　二車線以上かつ延長800ｍ以上ある道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事
　求める実績２
　複数の負荷設備に電力を供給する受電電圧6,000Ｖ以上で主変圧器容量400kＶＡ以上の受配電設備㊟について、下記１）から３）に示す全てを実施した工事
　１）機器の製作（他社への依頼製作を含む）
　２）機器の設置
　３）試験調整
　㊟　停電時に一部の負荷設備を自動的に発電設備に切替える機能及び遠方監視制御のための外部入出力機能を有すること
②－１　特定建設工事共同企業体（甲型）を構成する場合の代表者（代表者：電気工事Ｎ1,150点以上かつ受配電設備工事Ｎ1,250点以上の有資格者）
　求める実績１
　二車線以上かつ延長800ｍ以上ある道路トンネルの照明設備について、トンネル照明灯具の設置及び試験調整を実施した工事